



みなみ

4

2018 April
No.145

夜空はなやぐ 薬王寺のさくら

主な内容

- 美波町役場組織・職員配置表 …… P2、3
- 地方創生だよりvol.16 …… P4、5
- 【後期高齢者医療制度】保険料率改定のお知らせ
／新規採用職員を紹介します！ … P6
- ブロック塀等撤去事業 …… P13
- 各お知らせ …… P17

広報みなみ HP

地方が直面する様々な問題に、真っ向から立ち向かおうとする小さな町の挑戦——
5カ年計画の後半期を迎えた「美波ふるさと総合戦略」は、今や地方創生のホットワード「美波町モデル」として全国から注目を集めるようになりました。

ひとりひとりが自分事として、住民総参加で進めることを提唱した「美波ふるさと総合戦略」の取り組み、美波町ならではの地方創生を紹介していきます。

「それ何なん？」地方創生にまつわる言葉、ご説明します！

■第7回：困りごとを解決する!? 最先端技術「IoT」

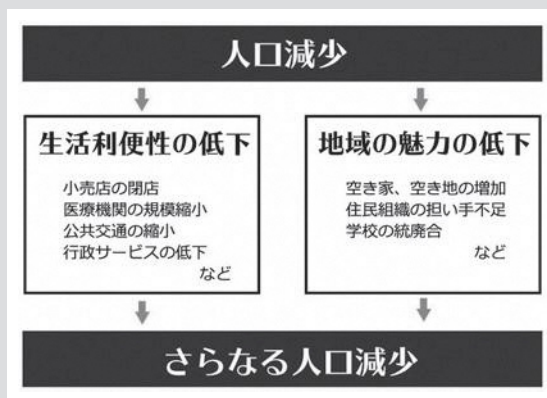
総務省の報告では、2014年より毎年約10万人を超える人が地方から東京圏へと移動しています。その中心となっているのは15～24歳までの若い世代。美波町でも春先になると必ず起こる現象に、ほとんどの地方が頭を抱えているのです。

人口減少の連鎖は止められないと言われる中で、美波町は「美波ふるさと創造戦略」を打ち出し、独自の地方創生を進めてきました。

町の魅力をPRし、サテライトオフィスの誘致や移住者・定住者促進事業は順調に進んでいます。しかし、今現在、美波町にいる住民の暮らしはどうでしょうか。いろいろなものが発達し便利になっているはずなのに、一昔前に比べて住みにくくなったと感じることはないでしょうか。

住民が暮らしの中で感じる困り事「地域課題」は、突き詰めればその多くが人口減少からの人手不足に行き当たります。

近年問題になっている野生動物による被害は代表的な例で、農林業に従事する人や山間部に住む人が減り、山野と人里の境界が曖昧になったせいだと考えられています。対策を講じるにしてもまず必要なのは人手。人手がないから何もできず荒れるがまま、さらに獣害が広がるという悪循環が起こっているのです。



人口減少の悪循環のイメージ



日本は既に人口減少に転じ、人手不足は都市部でも深刻になることが予測されています。そこで注目されているのが「IoT」という最先端技術。かつて産業用ロボットの開発・導入で生産力・経済力が飛躍的向上したように、「IoT」で暮らしの質を維持・向上させていこうと考えられています。

IoTはいろいろな「モノ」をインターネットとつないで操作できるという技術です。最近ではスマートフォンやタブレットを通して遠隔操作できる家電製品が話題になっていますが、「遠隔から最小限の働きかけで様々な操作できる」という点は、人手不足から起こる様々な不便を解決する手立てともなります。

2017年8月、美波町は経済産業省より「地方版IoT推進ラボ」の選定を受けました。「地方版IoT推進ラボ」は企業や研究・教育機関だけに開発を任せるのではなく、地域からもIoTを活用したよりよい暮らしの形を創造していくというものです。

今後、美波町でのIoT技術の活用については「ミナミマリンラボ」を拠点に、サテライトオフィス企業が軸となって進められていきます。災害時の減災対策や基幹産業である漁業での活用など、予定されているプロジェクトには住民の方々も多く関わっていくこととなっています。

様々な立場の人が美波町というフィールドに集まり、手を取り合って作り上げていく「美波町のIoT」。暮らしやすい町づくりにつながる技術に期待が膨らみます。



「地方版IoT推進ラボ」の選定により美波町が授与されたロゴマーク。

美波町映画の最新情報をお届けします!

1月に製作が発表された美波町を舞台とする映画「ポンコツ(仮)」。2月末には明石知幸監督、赤川修也映像監督、主人公のモデルであるサイファー・テック株式会社吉田基晴社長、影治美波町長が飯泉県知事を訪問。町内での撮影をはじめ、今後の県内での活動について報告しました。

昨年には「わくわくトーク」で美波町を訪れ、サテライトオフィス企業関係者と県南部の地域振興について熱い議論を交わした飯泉県知事。美波町や県南の観光振興にもつながる映画製作に、エールと応援を約束して下さいました。

明石監督が「どうしても撮りたかった」と熱意を語り、オール美波の製作陣で挑む期待の今作品。製作委員会の立ち上げ準備や主要キャストの選考など準備もいよいよ最終段階に差し掛かってきたそうで、あとは美波町での撮影を待つばかり。住民エキストラも検討されているそうなので、皆さんもデビューの準備を怠りなく!

注目されています! 美波町の地方創生!

[テレビ]

◆テレビ東京系列全国ネット 2018年3月4日「ロンブー淳のニッポンの優しいまち」

地方創生に取り組む全国各地の自治体をピックアップして紹介する1時間15分の番組の中で、10分に渡って美波町が取り上げられました。

若い世代を中心とした移住者たちが集う「クリエイターに優しいまち」と題し、地元住民が彼らを温かく受け入れる様子が描かれていました。

この番組は、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室が運営する「政府インターネットテレビ」でも視聴可能です。

番組URL : <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16726.html>

◆KBS 韓国放送公社韓国国内全国ネット 2018年3月14日「KBS特派員現場報告-世界は今」

■住宅やオフィスとして利用できそうな物件について、下記まで情報提供をお願いいたします。

役場政策推進課 ☎77-3616

■デュアルスクール制度を使ってお盆やお正月以外のお孫さんの里帰りを実現しませんか?

ご興味ございましたら下記までお問い合わせ下さい。

株式会社あわせ内デュアルスクール事務局 ☎70-5831

お知らせ

美波町の地方創生に関する新聞記事や雑誌が以下の場所でご覧いただけます!

日和佐地区: 日和佐図書・資料館1階

由岐地区: 由岐ふれあいホール(ぽっぽマリリン2階)

リレーコラム 16

大好きな美波町に
帰って来たい

HWS STUDIO

代表 山崎 一平

美波町の日和佐で生まれ育った僕は高校進学で徳島市内、大学進学で大阪、そのまま大阪で就職し、その後疎地域の若者といったベタな理由で美波町を出ていました。都会での便利な生活と引き換えに見るのは濁った海や川。あの見慣れた美波の、透き通った綺麗な海や川とは違う。釣りやサーフィンが思うようにできない日々の中で、自然と「日和佐だったら...」と思うことが多くなりました。

美波町で生活するには? 学生時代に学んだデザインスキルをどうにか活かせるかと思っていた時に、株式会社あわえの吉田社長との出会いがあり、あわえに誘っていただき、こうして美波町に帰ってくる事が出来たのです。現在は写真、映像制作を主にアパレル時代に立ち上げたHWS CLOTHINGというHMASA日和佐の頭文字をとったファッションブランドも手がけています。4月より桜町商店街でオープンする交流スペース「あわせTERAMA」を拠点に今後も美波町を盛り上げて行きたいと思っております。

次回、映画監督の明石知幸さんをお願いいたします。

制作: 美波ふるさと創造広報チーム



【後期高齢者医療制度】 保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成30年度及び平成31年度の保険料率(被保険者均等割額・所得割率)が決定しました。また、制度の見直しや政令改正により、保険料の上限額や被保険者均等割額・所得割額の軽減を改定しています。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額

52,913円(被保険者全員が等しく負担)

所得割率

10.34%(被保険者が所得に応じて負担)

- 保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

保険料 = 被保険者均等割額 52,913円 + {(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 10.34%}

平成30年度から保険料の年額の上限は57万円から62万円になります。

- 保険料の軽減…所得の低い方及び被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、平成30年度は次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

【軽減対象の拡充】 下表「世帯所得額の合計」欄中
軽減割合5割について 27万円 → 27万5千円
軽減割合2割について 49万円 → 50万円

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (27万5千円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (50万円 × 被保険者数) 以下	2割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者となっていた方が対象となります。ただし、所得の低い方に対する均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

【均等割額の軽減割合】 7割軽減 → 5割軽減

均等割額	所得割額
5割軽減	負担なし

所得割額の軽減廃止

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されていましたが、制度の見直しにより平成30年度から廃止されます。

【所得割額の軽減割合】 2割軽減 → 軽減なし

【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614

新規採用職員を 紹介します!



譽田 勇斗
(福祉課)

生まれ育った美波町で、町民の皆様のお役に立ちたいという初心をいつまでも忘れることなく精一杯頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



中林可奈子
(税務課)

美波町で安心・安全に生活できる町づくりに貢献できるよう、努力していきます。よろしくお願いいたします。



住吉紗奈江
(日和佐こども園)

社会人としての第一歩を、この美波町で迎えられたことを嬉しく思います。笑顔を忘れず、一生懸命頑張っていきます。よろしくお願いいたします。

副町長選任

3月定例議会において、副町長に磯野晴幸氏(前総務企画課長)が選任されました。



磯野晴幸

コミュニケーション勉強会・個別相談のご案内

この勉強会は、学校や社会に足が向かない方、自分の想いを人に伝えることや、人の想いを受け入れるのが苦手な方、家庭内でも話せない、話してもらえないとお悩みの方、また、そんな方を家庭や地域で支援されている方々と一緒にコミュニケーションの取り方などについて学習していますので、お気軽にご参加ください。（個別相談は事前予約が必要です。）

【主催】 美波町社会福祉協議会・美波町

【開催地】 地域交流支援センター（美波町社会福祉協議会由岐支所）

【開催日】 毎月 第4日曜日（行事、天候等により日程の変更もございます。）

勉強会：午後2時～ 個別相談会：午後4時～

【お問い合わせ先】 電話：0884-77-0342 FAX：0884-77-0496

【費用】 無料

平成30年度 開催予定日

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22日	27日	24日	22日	26日	30日	28日	11日	16日	27日	24日	24日

2018(平成30)年度 隣保館教養文化活動講座生募集!!

隣保館では、各種講座を通じて町内の皆様の相互交流を促進するために、教養文化活動の講座生を募集します。お誘い合わせの上、ご参加ください。

※受講希望の方は、5月1日(火)までに日和佐隣保館(☎77-1199)へお申し込みください。

定員を超える場合は抽選で決定し、決定した方には通知をお送りします。

なお、各教室とも5月の第3週目以降に開始します。

講座名 (募集人数)	講座開催日	開始時間	場所	講師
太極拳 (12名)	毎月第1・3火曜日	午後7:00～	教養娯楽室(2F)	岡本裕之先生
ギター(初級) (20名)	毎月第1・3金曜日	午前10:30～	教養娯楽室(2F)	竹内岩夫先生
手芸教室 (10名)	毎月第1・3水曜日	午後1:30～	保健衛生室(1F)	富田里美先生
ストーンアート (石の亀づくり) (10名)	第2・4水曜日 (6月～9月)	午後1:30～	保健衛生室(1F)	小原恒子先生

※手芸教室は、かぎ針とアクリル毛糸でタワシを作ります。



国民年金だより



扶養されてる方に、20歳以上の学生の方は
いらっしゃいませんか？

「学生納付特例制度」をご存知ですか！

国民年金は20歳から60歳までのすべての方が加入することになっています。

国民年金保険料を納めることが困難な学生の方には、本人の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下であるとき。

■手続き

学生証または在学証明書が必要です。**(学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください。)**年金手帳、印鑑をご持参の上、住民登録をしている市町村役場国民年金担当窓口で申請してください。(毎年申告が必要です。)申請時点の2年1ヶ月前の月分まで遡ることができますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金が受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

■承認を受けた期間

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けることができます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

■保険料の追納制度

承認された期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間について10年以内であれば、あとから保険料を納付することができる「追納制度」があります。なお、納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じ政令で定める額が加算されます。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 受給資格期間に		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老 齢 基 礎 年 金	受給資格期間に	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× されません	× されません

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方※の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ない等保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので年金事務所へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場の国民年金窓口または年金事務所です手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成30年度分(平成30年7月分から平成31年6月分まで)の免除等の受付は平成30年7月1日から開始されます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

年金を受給している方・これから年金を請求される方へ

マイナンバーでの手続きが可能になります

平成30年3月5日より、年金請求の手続きや諸変更等の各種手続きが基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことが可能となりました。

マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、日本年金機構においてマイナンバー法による本人確認を行う必要があります。

そのため、①マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)と、②マイナンバーを提出する者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)を以下の書類等で確認させていただきます。

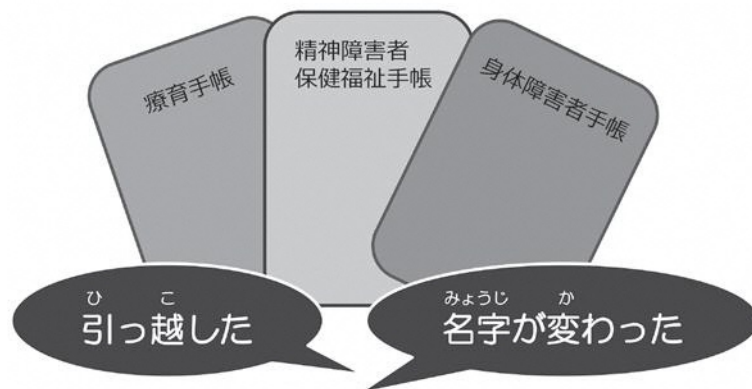
- ① 番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し)
- ② 身元(実存)確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等顔写真付きのものは1点、健康保険証、年金手帳(証書)等顔写真のないものは2点)

※マイナンバーを変更した場合は、日本年金機構へ届出をお願いします。

【お問い合わせ先】 徳島南年金事務所 ☎088-652-1511(音声案内①→②)



お持ちの障害者手帳、ご確認ください!



こんな時、**変更の届出**が必要です。

手帳に書かれた情報(住所、氏名など)が、現在のものと違うときは、お住まいの自治体へお知らせください。

マイナンバー制度との連携が始まります!

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバーによる情報の連携が可能になります。変更の届出をすると、今後、各種手続きの際、手帳の提出が不要になる場合があります。

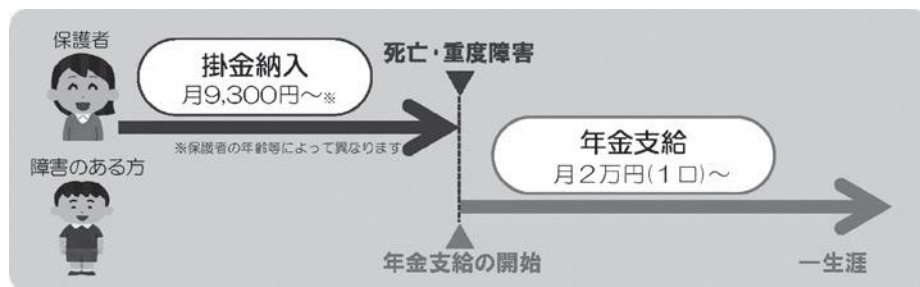
【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614

親あるうちにできること。お子さんに、生涯の安心を・・・。

障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方へ、終身年金を支給します。



※満65歳未満の保護者であり、知的障害や身体障害者手帳を所持する方を扶養している保護者であることなどの加入要件があり、また加入年齢によって掛け金も異なります。加入資格・掛け金等の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体(美波町役場福祉課)へお問い合わせください。

「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

毎月2万円の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生産にわたって支給されます。(2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は所得控除の対象になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

公的制度だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614

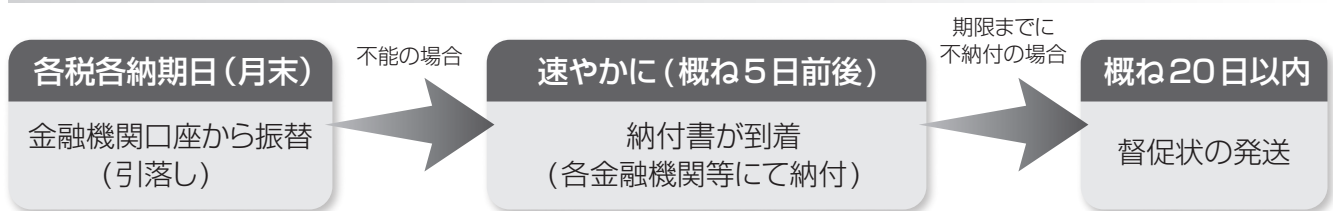
町税(固定資産税・町県民税・軽自動車税・国民健康保険税)を口座振替で納付されている方へ

振替(引落し)不能の再振替(再引落し)を行いません!

税務課では、昨年度から町税(固定資産税・町県民税・軽自動車税・国民健康保険税)を金融機関にて口座振替で納付されている方が、各税納期日に振替(引落)が不能となった場合、納期翌月の20日に再振替(再引落し)を行っておりません。

納期日に振替(引落)が不能となった場合、速やかに納付書を送付いたします。期日(期限:概ね納期日から20日以内)までに役場(本庁・支所)、各金融機関で納付して下さい。納付書でも納付されない場合は、督促状を概ね納期日以降20日以内に督促状を発送いたしますので、ご注意くださいいただきますようお願いいたします。

口座振替不能の場合の流れ(平成29年4月から)



固定資産税のお知らせ

① 土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

役場税務課では、4月2日(月)から8月31日(金)まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができますとともに、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

② 家屋を新築または取り壊した場合は届出をお願いします

特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

また、登記されている家屋を取り壊した場合や土地の異動については、法務局で滅失登記及び登記をされますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎77-3615



平成30年度 犬の登録及び狂犬病予防注射について(お知らせ)

平成30年度狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬を飼われている皆さまは、お近くの実施場所で受けてください。

4月23日(月) 中止の場合は4月25日(水)

地区名	場 所 (付近)	時 間	地区名	場 所 (付近)	時 間
町内全域	美波町役場	8:30~ 8:40	西河内	浜田安昭さん宅	11:10~11:15
山河内	原田裕文さん宅	8:55~ 9:05	西河内	農協西河内事業所	11:20~11:30
山河内	(旧)出雲食堂	9:10~ 9:15	寺 込	コインランドリーはら	11:35~11:45
山河内	消防山河内分団詰所	9:25~ 9:30	弁才天	(旧)ドライブイン橋本	11:50~12:00
山河内	府内バス停留所	9:35~ 9:45	赤 松	農協赤松出張所	13:00~13:10
山河内	西山橋	9:50~ 9:55	赤 松	赤松上集会所	13:15~13:20
山河内	春田裕計さん宅	10:05~10:10	赤 松	赤松中央橋西詰	13:30~13:35
山河内	多田敦美さん宅	10:15~10:20	赤 松	安井理容前	13:40~13:50
西河内	原ヶ野バス停留所	10:30~10:35	赤 松	清水照男さん宅	13:55~14:00
西河内	はりま集会所	10:40~10:45	赤 松	赤石橋	14:05~14:10
西河内	丹前バス停留所	10:50~10:55	赤 松	井上建設	14:20~14:30
西河内	小尻美智子さん宅	11:00~11:05	奥 湯	奥湯公民館	14:50~15:00

4月24日(火) 中止の場合は4月26日(木)

桜 町	美波保健所	8:30~ 8:50	西 町	楠本組	10:50~11:00
外ノ磯	大黒利夫さん宅	8:55~ 9:05	井ノ上	教育センター	11:05~11:15
桜 町	海南タクシー	9:10~ 9:15	北河内	北河内集会所	11:20~11:30
桜 町	大黒直一さん宅	9:20~ 9:25	大 戸	(旧)北川酒店前	13:00~13:15
東 町	日和佐漁協	9:30~ 9:50	大 戸	大戸バス停留所	13:20~13:30
東 町	八幡神社	9:55~10:00	大 戸	川越正武さん宅	13:40~13:50
西 町	美波町役場	10:05~10:15	大 戸	一ノ坂トンネル北側	14:00~14:10
恵比須浜	津波避難タワー	10:20~10:30	北 分	西谷橋	14:15~14:25
田 井	(旧)日和佐老人ホーム	10:35~10:40	北 分	坂本栄さん宅付近	14:30~14:35

5月11日(金) 中止の場合は5月18日(金)

西の地	美波町由岐支所	8:30~ 9:00	田 井	田井団地浜口さん宅	11:40~11:45
伊座利	伊座利漁協前	9:45~ 9:55	田 井	田井公民館	13:00~13:10
阿 部	阿部公民館	10:15~10:25	木 岐	木岐公民館	13:15~13:30
志和岐	志和岐漁協	10:50~11:00	木 岐	白浜公民館	13:35~13:40
東由岐	東由岐公民館	11:05~11:20	木 岐	木岐奥公民館	13:45~13:55
西由岐	西由岐大藤商店	11:25~11:35	西の地	美波町由岐支所	14:05~14:25

■料金

◎予防注射のみ…3,000円 ◎予防注射と登録…6,000円〔登録料3,000円〕

新規登録される方は、印鑑をご持参ください。おつりのいらないようお願いします。

■小雨の場合は実施します。

※登録は、犬の生涯に1回のみ。注射は、毎年1回行います。生後3ヶ月以上の飼育犬が対象です。

※犬が死亡したとき、犬の所在地が変わったとき及び飼い主が変わったときは役場住民生活課まで届け出をしてください。

※登録していない犬や、放し飼いの犬は、野犬として捕獲します。飼育できなくなった犬は、保健所で引き取ります。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所 ☎78-1111

ブロック塀等撤去事業

倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去に係る費用に対し、補助を受けることができます。

補助を受けようとする場合、必ず工事を行う前に補助金交付申請を行ってください。

地震により倒壊・転倒する危険性のあるブロック塀等の撤去（一部撤去）に補助制度を活用ください。補助金の交付を受けることができる方は、美波町内の道路に面するブロック塀等及び土地を所有する方、又は町長が認める町内会若しくは自主防災会組織とします。

補助の対象は、ブロック塀等、コンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた物とし、道路面から高さ1メートル以上の組積造の塀（門柱を含む）で、補助額は当該事業に要する経費の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき15万円を限度額とします。

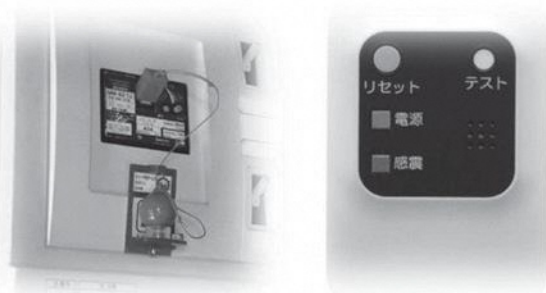
停電復旧時からの通電火災防止のための補助制度

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電復旧時に発生が懸念される通電火災から、生命や財産を守るため、感震ブレーカー（簡易タイプ）を設置する方に、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

補助対象の感震ブレーカーとは、一般財団法人日本消防設備安全センターが消防防災製品等推奨品と定める機器とし、補助額は購入価格の2分の1以内で2,000円を限度額とします。（建物1棟につき1個）

補助制度のお問合せ先は

役場消防防災課 ☎77-3619





美波町鳥獣侵入防止柵等設置支援事業



有害鳥獣からの農林産物被害の防止・軽減を目的とし、新たに侵入防止柵を自力施工にて設置する場合に、その資材費を予算の範囲内で助成いたします。

【助成対象】

町内に住所を有し、農業又は林業に従事し収益を得ている者が自力施工にて設置を行う場合。

【補助額】

侵入防止柵にかかる資材費の2分の1以内（労務費等は含まない）

【申請書に必要なもの】

申請書・見積書・カタログ・図面・設計書及び利用目的が分かる書類

※ 助成対象（件数）は、1軒から可能ですのでお気軽にお問い合わせください。

※ 以前に他の補助を活用している場所については、対象外となる場合があります。

※ 予算の都合上、要望がそのまま決定ではありませんので、ご注意ください。

※ 申請等につきましては、役場・産業振興課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 役場産業振興課 ☎77-3617



美波町小規模事業起業支援事業

町内で起業を考えている方、また既に事業を営んでいる方で新たな分野に挑戦する方、事業の経営基盤を第三者が引き継ぐ「継業」を考えている方を支援します。

補助対象 町内で店舗又は事業所を有し、起業又は新規事業等を始めようとしている法人又は個人で事業主が65才以下の方。

※その他、対象業種や従業員規模にも制約があります。

対象経費 人件費、家賃、設備費、旅費、原材料費など

補助金額 補助対象経費にかかる経費の3分の1～3分の2。上限100万円。

その他 審査委員会によって採否が決定されますので、申請より前に事業が開始されている場合や採択決定前の事業開始は対象外になる恐れがあります。

受付は随時行いますが、予算の範囲内での支援となりますので支援時期が遅れる場合や、要望に添えない場合があります。

※起業等考えておられる方はお気軽にご相談ください。

※申請書は役場産業振興課にありますので、窓口までお越しください。

【お問い合わせ先】 役場産業振興課 ☎77-3617

『儲かる農業塾～菜の花編～』 開講

海部郡を代表する農作物の1つである菜の花の新たな生産者を育成するため、今年から非農家や定年退職者等を対象とした『儲かる農業塾～菜の花編～』が全6回の予定で開催されます。その第1回が平成30年3月12日(月)に開講しました。

菜の花は、小面積でも比較的高収益をあげられ、出荷物も軽量であることから、女性や高齢者でも栽培しやすい品目です。

今回は、菜の花栽培で最も特徴的かつ重要な出荷調整作業(通称：束詰め)の体験をJAかいふ日 and 佐支所において、JAかいふ・美波農業支援センター共催で行いました。

ベテラン農家の中林氏を筆頭に菜の花農家のサポートを受けながら、8名の新規栽培候補者が参加し、賑やかな会となりました。始めは不揃いだった束は、繰り返していくうちに上達し、最後は全員がきれいな束をつくれるようになりました。

第2回は、土壌肥料や植物生理など、農業の基礎知識を学ぶ講習会を7月下旬に開催予定です。



【お問い合わせ先】 JAかいふ北部経済センター ☎77-1266
美波農業支援センター ☎74-7494

■平成29年度コミュニティ(宝くじ)助成事業

日和佐太鼓創作会は太鼓他 コミュニティ活動備品を整備しました!



宝くじによるコミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)により、日和佐太鼓創作会が太鼓他コミュニティ活動備品の整備を行い、地域コミュニティ活動の一層の推進を図りました。



この助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、受託事業収入を財源として実施しています。宝くじの収益金は、学校・図書館などの教育施設の設備をはじめ、道路・橋梁・公園・社会福祉施設などの建設改修など、皆さまの日常生活に役立つように使われます。



第24回 B&G財団会長杯争奪 家庭婦人バレーボール由岐大会

期日：平成30年3月11日(日)

場所：美波町由岐B&G海洋センター

優勝：海部フレンズ

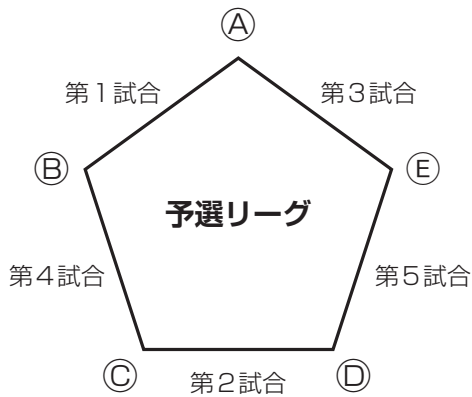
準優勝：由岐Vクラブ



優勝した海部フレンズ



準優勝の由岐Vクラブ



- 第1試合 ① 由岐Vクラブ 2-0 ② 牟岐体協
- 第2試合 ③ 橘体協 0-2 ④ 海部フレンズ
- 第3試合 ① 由岐Vクラブ 2-0 ⑤ 日和佐体協
- 第4試合 ② 牟岐体協 0-2 ③ 橘体協
- 第5試合 ④ 海部フレンズ 2-0 ⑤ 日和佐体協

決勝戦 ④ 海部フレンズ 2-1 ① 由岐Vクラブ

第12回 美波町長杯壮年野球大会

【期日】 3月4日、11日

【会場】 みなみらいグラウンド
日和佐町民グラウンド

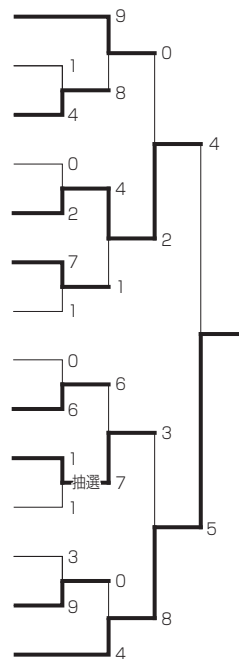


【最優秀選手賞】 福岡将人選手



優勝した日和佐名球会

- 見能林オールスター
- 牟岐クラブ
- 小松島ポロリーズ
- 甲子汽船OS
- 勝浦クラブ
- 橘体協壮年
- しらさぎクラブ
- 由岐神風**
- 岩脇フォーティ
- 徳島オールクラブ
- オール阿南
- 海南クラブ
- くろしお
- 日和佐名球会**



優勝：日和佐名球会

準優勝：勝浦クラブ

4月定例教育委員会の日程について

日時 4月25日(水)午前9時30分～
場所 日和佐公民館3階会議室

平成30年度 美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。
資格要件等

- ①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学中、又は入学が決定しており、学業及び人物が優秀な者
 - ②学資の支弁が困難と認められる者
- ※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

奨学金貸与額(月額)

- ・大学等5万円以内
- ・高校 2万円以内

返還期間

卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることではありません。

貸与者の決定

審査委員会を開催して貸与者を選考します。

申請方法

申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。申請書に必要事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

申請期限 5月11日(金)

お問い合わせ先

美波町教育委員会

☎77-3620

小型家電のリサイクル回収にご協力ください

いらなくなったパソコン・タブレット・デジタルカメラ・携帯電話等の小型家電のリサイクル回収にご協力ください。

環境省の「みんなのメダルプロジェクト」により、東京2020オリンピック・パラリンピックのメダルに生まれ変わります。

リサイクル回収箱は、美波町商工会日和佐本所及び商工会由岐支所に設置しております。

お問い合わせ先

美波町商工会 ☎77-0759

県立南部テクノスクー ル受講生募集

訓練科

- ①医療事務科1
- ②IT技能科1

内容

- ③介護初任者研修科
- ①メデイカルクラーク、メデイカルオペレーター、調剤薬局事務等
- ②ワード、エクセル、パワーポイント等
- ③徳島県介護職員初任者研修課程

定員

- ①15名
- ②15名(母子家庭の母等の1名を含む)
- ③15名

対象

離転職者等で、公共職業安定

所長から受講あつせんを受けた人

訓練期間

- ①5月11日(金)～8月10日(金)
 - ②6月15日(金)～9月14日(金)
 - ③7月4日(水)～10月3日(水)
- (日・祝日・お盆は休校日)

訓練時間

- ①午前9時30分～午後4時10分
- ②午前9時～午後3時50分
- ③午前9時15分～午後4時35分

訓練場所

- ①阿南市情報文化センター
- ②阿南市勤労女性センター
- ③阿南進学会 阿南校
- ④阿南建設会館

受講料

無料 ※テキスト代は自己負担

申込期間

- ①4月18日(水)まで
- ②4月20日(金)～5月18日(金)
- ③5月9日(水)～6月6日(水)

申込先

居住地を所管する公共職業安定所へ

お問い合わせ先

公共職業安定所または南部テクノスクール
☎0884-2610250

日和佐診療所からお知らせ

日和佐診療所は、海部郡医師会が実施する「海部郡救急医療当番」に参加しています。

4・5月の当番

診療月日	診療時間
4月22日(日)	9時～23時
4月24日(火)	18時～23時
5月15日(火)	18時～23時
5月19日(土)	18時～23時
5月31日(木)	18時～23時

診察を希望される方は、上記診療時間内にお越し下さい。

日和佐診療所 ☎0884-77-1212



1日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館 2階
8日	火	人権相談 (9:00~12:00)	日和佐隣保館
		女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館 2階
10日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	保健センター(会議室)
		行政相談 (9:00~12:00)	保健センター(会議室)
		介護相談 (9:00~12:00)	保健センター(会議室)
11日	金	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~16:00)	阿南市民会館 2階
15日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館 2階
17日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐隣保館
22日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館 2階
24日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	保健センター(会議室)
25日	金	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館 2階
29日	火	女性のための生き方なんでも相談※ (13:00~17:00)	阿南市民会館 2階
31日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	保健センター(会議室)

◎女性のための生き方なんでも相談は、【阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業です。

※「女性のための生き方なんでも相談」は、事前に予約が必要です。

【連絡先】 男女共同参画室分室 ☎0884-22-0361

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

【受付日】

月~金 8:30~17:00 (土・日・祝祭日は休み)

【連絡先】

美波町社会福祉協議会 ☎77-0342
由岐支所 ☎78-1792

町民文芸

由岐句会

日の本の民を残して鳥帰る

髪切つて春の訪れ待ちにけり

声出して笑う赤子や桃の花

初音聴く立居振舞つつしみて

花桃や分相應の暮らし向き

つくづくし小川光の帯となり

春雪や針かくされし花時計

薄雲の沖へゆるりと彼岸寒

春一番鳶の高舞い浦荒れる

水温む池青鷺の飛んで来し

口数の少なき親子遍路かな

中川 秀司

住谷 喜舟

米山 玉子

戎谷 久代

戎谷 利公

森 浄子

片山宇野代

青山 文夫

湊 とおる

浜名 文字

下町 昭

猿よけの囲いに島の春一番

森本富美子

日和佐句会

春嵐奇声をあげる夜半の森

祝の字を囲む寄せ書き卒業す

園庭の砂のトンネル風光る

白波の打ち返す端風あがる

雨水とう季節かみしむ今日の畑

足洗う潮の気泡や磯菜摘

本庄 潮乃

白河 輝女

福井 咲希

張野 浩子

永井 雅子

岡本 真砂

時雨庵句会

日を受けて羊歯総立ちの芽吹きかな

白浜の奥四五軒に春の月

名田みや女

勝瑞 高春

日和佐短歌会

祖父、父より受け授かりし農守り種粃浸す水の冷たし

啓蟄に裏の畑の草抜けば牡丹芍薬めざめ伸びおる

ハムスター昼はぐつすり眠れるも真夜の機敏に驚かされぬ

人住まぬ生家の山の春椎茸時折帰る甥が持ち来る

栗林 和子

小延 恭弘

福井 郁子

本庄たゑ子

投稿 (短歌)

手はじめに習ひしベッドメイキング白から始まる看護学校

下町 昭

町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、政策推進課(☎77-3616)まで連絡をお願いします。



※原稿は前月の20日前後までに提出してください。



図書館カレンダー

4月の予定 ●休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

5月の予定 ●休館日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

『開館日・時間』 ☆ 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで

☆ 土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで

『休館日』 ★毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) ★祝日と年末年始

おはなしの時間 4月21日(土) 午後2時～

ふるさと二人展

日和佐町出身の

同級生2人が描いた作品展

～4月27日(金) 2Fギャラリー

徳島ペンクラブ50周年記念企画

文学碑パネル巡回展

(県内の文学碑を紹介します)

5月12日(土)～5月30日(水)

2Fギャラリー

新着本

- 魔力の胎動
- イザベルに薔薇を
- ぼくがきみを殺すまで
- 死の島
- わるい奴ら
- ソクラテスの妻
- スイート・ホーム
- 怪盗不思議紳士
- 私小説
- あなたには帰る家がある
- 悪徳の輪舞曲
- 雨と詩人と落花と
- にらみ
- 身代わり忠臣蔵
- 西から来た死体
- トッカン徴収口ワイヤル
- 花のいのち
- 青空と逃げる
- モンテ・クリスト伯1～7
- エヴァンズ家の娘

東野圭吾
伊集院静
あさのあつこ
小池真理子
竹本晟一
佐藤愛子
原田マハ
我孫子武丸
市川拓司
山本文緒
中山七里
葉室麟
長岡弘樹
土橋章宏
西村京太郎
高殿円
瀬戸内寂聴
辻村深月
アルカドル・テム
ヘザー・ヤング
等等

《児童本》

- あむ
- ぐるぐるちゃん かくれんぼ
- おかわりへの道
- 交響曲「第九」 歓びよ未来へ!
- こいのぼりくんのさんぽ
- おしりたんてい あやうしたんていじむしょ
- けっこんしようよ
- わたしをわすれないで
- かぞえてみよう
- ぎょうれつのできるチョコレートやさん
- 小風さち
- 長江青
- 山本悦子
- くすのきしげのり
- すとうあさえ
- トロル
- 新沢としひこ
- ナッシー・ヴァン・ラン
- ディック・ブルーナ
- ふくざわゆみこ

※このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさん本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になれば、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。





人口と世帯 (平成30年2月28日現在)

	人口	前月比
人口	6,936人	(-8)
男	3,211人	(-3)
女	3,725人	(-5)
世帯数	3,338世帯	(-1)

※平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

今月の納税

納付期限 **5月1日(火)**
●軽自動車税 全期分

社協だより



広報の発行日等の都合上、「人口と世帯及び人口動態」については、前々月末の住民基本台帳を基に掲載させていただきますので、留意ください。

掲載についてのお詫び

伊座利の未来を考える推進協議会が表彰されました

3月14日に開催されました国土交通省主催「第2回 先進的まちづくりシティコンペ」において、長年にわたる住民参加型まちづくり等の取り組みが評価され、伊座利の未来を考える推進協議会が審査委員会特別賞を受賞しました。



美波町とUR都市機構が防災協定を締結



3月20日、美波町(町長:影治信良)とUR都市機構 西日本支社(支社長:西村 志郎)は、南海トラフ巨大地震に備えた津波防災まちづくりを推進するため、協力協定を締結しました。UR都市機構は、東日本大震災の被災地における復興支援に取り組んでおり、その知見・経験を基に高台整備事業をはじめとする津波防災まちづくりを推進するため、相互に連携していくこととなります。